

リスク分担表

市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業（以下「本事業」という。）を実施する上で、札幌市（以下「本市」という。）と民間業者者（以下「事業者」という。）のリスク分担を以下のとおり示す。

[リスク分担 凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■ 共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				札幌市	事業者
入札説明書等リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○	
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○※1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更 リスク	4	消費税および地方消費税に関する変更	○	
		5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
		6	上記以外の税制の変更等		○
	許認可等 リスク	7	事業管理者として本市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更 リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響	○※2	
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、施工等に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境 リスク		12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
		第三者賠償 リスク	13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合	
14			市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力リスク		15	想定以上の暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、疫病、戦争、暴動その他の人為的な事象による建築・設備等の損害によるもの	○※3	△※3
経済リスク	資金調達 リスク	16	本市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
		17	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○
	物価変動 リスク	18	施工期間中における一定の範囲を超える物価変動に伴う事業者の費用の増減	○※4	○※4

■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				札幌市	事業者
測量・調査リスク		20	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		21	事業者が実施した測量、調査の結果、構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画リスク	設計リスク	22	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更リスク	23	本市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事リスク	工事費増加 リスク	24	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		25	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延 リスク	26	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに供用できない又は工事が完了しない場合		○
		27	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに供用できない又は工事が完了しない場合	○	
	設備損傷リスク	29	工事により既存の設備が損傷した場合		○
	施設損傷リスク	30	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク		31	工事監理の不備により施工内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		32	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○

【注釈】

- ※1 本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担するが、事業者においても、法令の改正等に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。
- ※2 政策変更（事業の取りやめ、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。
- ※3 不可抗力事由により、本市に追加費用その他損害が発生した場合、本市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し本市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては本市の負担とする。より詳細な負担方法については、工事（設計・施工一括）請負契約書に示す。
- ※4 物価変動等により一定程度の下降または上昇があった場合、費用の調整を行う。詳細な調整方法については、工事（設計・施工一括）請負契約書に示す。